

# 会 則

(名称)

第1条 本会は新津ハイキングクラブと称し、事務所を新潟市秋葉区の会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、中・高齢者が無理のない楽しいハイキングや登山をすることにより、心身ともにリフレッシュし、より一層の健康と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

2)前項の目的を達成するため、別に運営要綱を定める。

(会員)

第3条 本会の会員は、原則として新津地区に在住者であって、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

2)会員の登録は、所定の申込書に会費を添え、毎年入会の手続きを完了したときとする。

3)会員は、会の活動に積極的に参加すると共に、会の運営に積極的に分担・協力する。

4)会員が会の名誉を汚したり、会の秩序を乱したりする行為はしない。なお、これに違反した場合、幹事会の議を経て退会勧告もしくは除名をすることができる。

(機関)

第4条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 幹事会
3. 部長会

(総会)

第5条 総会は、会員をもって構成し、毎年3月に会長が召集する。

2)次の事項は総会の決議を要する。

1. 会則の改正
2. 役員の選出
3. 予算及び決算の承認
4. その他総会が必要と認めた事項

3)総会の決議は、出席会員の過半数の賛成をもって決する。

(幹事会)

第6条 幹事会は会長、副会長、幹事及び顧問により構成し、本会の運営に関する事項を審議する。

2)幹事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(部長会)

第7条 部長会は、会長、副会長、専門部局長並びに会計により構成し、会長が必要と認めるとき召集し、幹事会付議事項の内あらかじめ検討が必要な事項を審議する。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長2名
3. 会計1名
4. 上記以外の幹事全員
5. 監事2名

2)役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会の運営を統括する。

2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

3)会計は本会の会計事務を担当する。

4)幹事は、年間におけるハイキングや登山の計画の立案・実施に当たるほか、その他の会務に当たる。

5)監事は本会の会計について監査する。

(顧問)

第10条 本会に幹事会の諮問に応ずるため、顧問を置くことができる。

2)顧問は幹事会の議を経て会長が委嘱する。

(専門部局)

第11条 本会に次の専門部局を置き、会の業務を分担する。

1. 事務部
2. 総務企画部
3. 指導部

2)各部局の構成員並びに具体的業務は幹事会で決定する。各部局長は部局構成員の中から選出する。

(地区連絡員)

第12条 本会は、会員宛に各種文書などを届ける等、会の運営に協力する地区連絡員を置く。

2)地区連絡員は本人の了承を得て会長が委嘱する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとする。

2)本会の経費は、別に定める年会費及び寄付金等をもってあてるものとする。

(賠償責任)

第14条 本会主催のハイキングや登山中に事故が生じた場合、補償は本会が団体加入する傷害保険の適応範囲内とし、理由の如何を問わず本会は賠償責任を負わない。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について、必要な事項は、幹事会に委任する。

附則

1. 本会則は平成17年3月6日より実施する。
2. 本会則は平成21年3月8日一部改正する。
3. 本会則は平成29年3月5日一部改正する。
4. 本会則は令和5年3月4日一部改正する。
5. 本会則は令和6年3月2日一部改正する。

# 新津ハイキングクラブ運営要綱

## 1. グレード

会員は自己の体力を勘案し、楽しいハイキングや登山をするために、次のAからDのグレード基準を参考に、いずれかのグレードに属するものとする。

- A 秋葉山遊歩道(噴水公園からパノラマ展望台まで)や、護摩堂山を1時間程度で歩かれる。
- B 弥彦山(表参道コース)を1時間40分程度、角田山(稲島コース)を1時間20分程度で登られる。
- C 五頭山(出湯コース、駐車場から五の峰まで2時間20分程度)、菅名岳(小山田登山口から丸山尾根コース)を2時間40分程度で登られる。
- D 粟ヶ岳(水源地からのコース)を3時間40分程度、二王子岳(二王子神社からのコース)を4時間程度で登られる。

## 2. 参加条件

- ① 中・高年で心身ともに健康であること。高血圧症や、心臓疾患等のある人は、医師の許可を得て参加すること。
- ② 参加者は自己の体力に合わせたコースを選別し、参加中は引率者の指示に従い、勝手な行動は取らないこと。
- ③ 本会が一括団体加入する傷害保険に加入すること。(会費には保険料が含まれる)
- ④ 本会主催のハイキングや登山中に事故が生じた場合、補償は前項傷害保険の適応範囲とし、理由の如何を問わず本会は賠償責任を負わない。遭難、救護対策、その他一切の事故処理費は事故当事者負担であることを承知し、家族の同意を得て参加すること。

## 3. 会費等

- ① 本会の会費は、事務通信費、傷害保険料等に、雨天などで山行中止時、担当リーダーへの雑費補填費及び新津地区以外の居住者への通信費を加えたものとし、下記金額とする。なお、年度途中退会者には会費等は返還しない。
  - 1)新津地区居住者 年額:2,000円(会費)+200円(雑費補填費)=2,200円  
(夫婦会員3,300円)
  - 2)新津地区以外居住者 年額:2,000円(会費)+200円(雑費補填費)+300円  
(通信費)=2,500円(夫婦会員3,600円)
- ② ハイキングや登山にかかる経費は、その都度参加者から実費を徴収し精算する。参加を申し込み名簿が確定後に参加を取りやめた場合は、キャンセル料を負担する。
- ③ 担当幹事及びサブ幹事にかかる経費は、サブ幹事の宿泊費を除きそのコースに参加する者が負担する。天候その他によりやむを得ず中止となった場合は、①の雑費補填費を超える事務費、バス・宿泊予約のキャンセル料、下見経費等それまでにかかった経費は、原則として参加申込者が負担する。

## 4. 参加申込等

- ① 毎年度のハイキング・登山計画を策定し、実施前に参加者を募集する。
- ② 参加希望者は、所定の申込用紙に、返信用封筒(長3号ワンタッチ封筒に110円切手を貼付し、自己の宛先及び裏面に担当幹事名を記載する)を添えて、担当幹事に申し込むこと。
- ③ 参加申込をしても定員を超えた場合には、希望に添えないこともある。また、定員割れや天候状況等で計画の実施を中止することがある。

## 5. 会山行の成立

- ① 会山行の成立は、目安として参加者5名以上を基準とする。

## 6. 運営要綱の改廃

本運営要綱の改廃は幹事会の決議を要する。

附則 本要綱は平成20年1月19日より実施する。

附則 本要綱は平成28年2月1日より実施する。

附則 本要綱は平成29年1月7日より実施する。

附則 本要綱は令和元年10月1日より実施する。

# ハイキング・登山等参加者の留意事項

## 1.参加申込

ハイキングや登山の申込は、別紙の指定様式【ハイキング・登山参加申込書】により封書で(自分の宛名を記入した返信封筒に110円切手を貼付したものを同封)参加するコースを担当する幹事あて申し込んで下さい。(見本として配布した定型封筒を使用するようにして下さい)

## 2.参加中の事故

本会の要綱にもありますように、ハイキングや登山参加中に事故が起きても、保険適応以外は、幹事等引率者には一切賠償責任を負わせないことを誓約して参加したものとみなします。このため、傷害保険には、入会と同時に1年間期限付きで全員が加入します。①死亡・後遺障害200万円、②入院日額2千円、③通院日額2千円(但し90日限度)ー以上いずれも事故の日からその日を含めて180日以内。但し、保険適用は、ハイキングや登山中の怪我や事故等によるもので、本人の病気や日射病には適用されません。従って、心臓疾患や高血圧症など治療中の方は、必ず医師の許可を得て参加して下さい。

## 3.受付期間・キャンセル

ハイキングや登山の申込は、受付期間を設けてあります。この期限を守ってください。受付期限前に申し込まれた場合、返送しますのでご留意下さい。なお、参加決定後のキャンセルは原則としてバス代や宿泊料の違約金や、雑費がかかりますが、その実費を負担していただくことになります。

## 4.バス等のキャンセル料

バス等予約して、悪天候等でハイキングや登山を中止した場合、バス等のキャンセル料がかかります。この経費は、原則として、参加される方々の負担となりますのでご承知下さい。

## 5.登山計画の詳細・定員超過の対応

参加申し込みされた方には、担当幹事からハイキングや登山計画の詳細をお送り致します。尚、定員超過の場合、次の機会に参加していただくこともありますのでご承知下さい。

## 6.自分のグレードに合ったコース参加

参加の際は、自分のグレード(体力や能力など)に合わせ、無理なコースに参加しないようご留意下さい。体力に無理なハイキングや登山は、健康を害し、苦しさのみ残り、身体によくありません。ゆとりある楽しいハイキングや登山を心がけましょう。

## 7.迷惑行為の禁止

ハイキングクラブは旅行社ではありません。会員である幹事が、ボランティアで案内役を引き受けております。ハイキングや登山中は、幹事や同行の参加者に迷惑のかかる行為は絶対にしないでください。

幹事、サブ幹事は、参加者が全員無事帰るまで、一時も休まず参加者の動向に配慮していることを忘れないで欲しいと思います。

## 8.参加経費の精算

参加経費は、その都度、実費精算します。

## 9.名札の着用

参加の際は、当会から配布の名札を帽子や上着等よく見えるところに着用して下さい。なお、表には「新津ハイキングクラブ」「会員NO.」「氏名」を、また、裏に住所、電話番号、緊急連絡先、血液型などを記入して下さい。(名札台紙の上に適宜紙を貼り使用する)

## 10.家族への説明

参加の際は、家族にハイキングや登山計画の内容が分かるようコース詳細を説明し参加して下さい。

## 11.ゴミの始末

ハイキングや登山中の【自分のゴミ】は必ず持ち帰ります。山中には、トイレは殆どありませんので、使用する紙は、水に早く分解するトイレットペーパーに限定して下さい。

## 12.登山の基本装備

「夏季・日帰」 ・靴ーくるぶしまで覆う(軽)登山靴(運動靴、スニーカーは不適) ・雨具ー通気、防水の上下セパレート型・ロングスリーブ・水筒などー水やお湯、スポーツドリンク類(適宜) ・下着類ー保温、吸湿、速乾性のある素材のもの(綿類は不適) ・その他ー行動食(昼食他)、手袋、帽子、地図、コンパス、ヘッドライト、医療品(適宜)、ゴミ入れ、トイレットペーパー、名札、保険証等。

\* その他詳細は、各コースを担当する幹事から案内されますので、注意事項等を熟知されご参加下さい。

①「参加申込み書」

②「返信用封筒」<表>

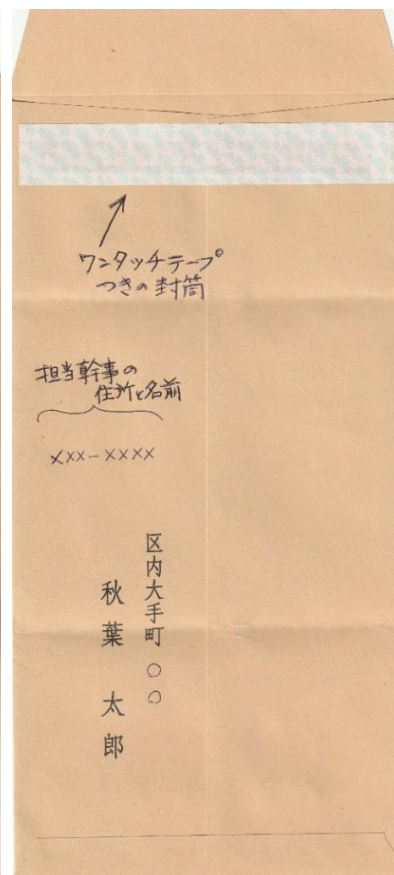
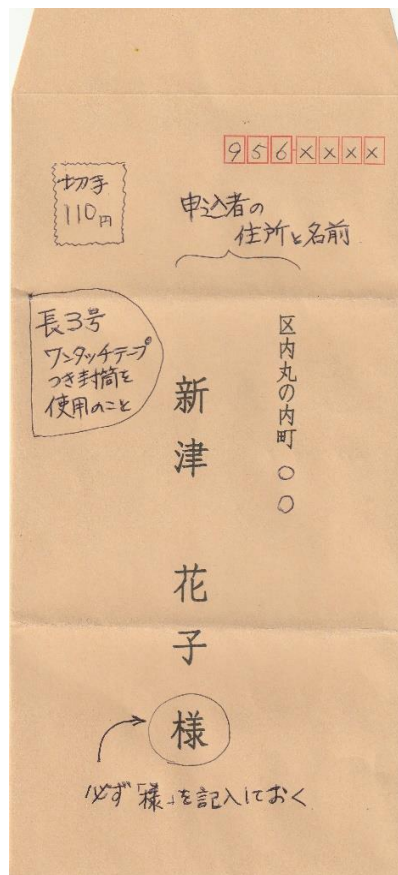
<裏>

**ハイキング・登山参加申込書**

1.参加申込コース  
 ①コース名 新堀山  
 ②コース番号 00      ③乗車場所 区役所  
or 西口

2.参加者情報  
 ①氏名 新津 花子      ②年齢 00歳  
 ③会員番号 0000      ④グレード B  
 ⑤郵便番号 〒956-XXXX  
 ⑥住所 区内丸の内町00  
 ⑦電話番号  
 \*常時連絡可能とし、参加名簿に記載する  
 電話番号を✓印を付けて下さい  
 家電話 0000-△△-XXXX  
 携帯電話 000-△△△△-XXXX

3.緊急連絡先 (けが等の場合)  
 住所 0000      電話 0000-  
△△-XXXX  
 氏名 0000      続柄 00



申込み要領

1. 担当幹事宛の封筒に①「参加申込書」と ②「返信用封筒」を三つ折りで同封し郵送する。
2. ①「ハイキング・登山参加申込書」には、必要事項を記入してください。  
 特に乗車場所の記入をお忘れなく。
3. ②「返信用封筒」は、必ず長3号ワンタッチテープ付き封筒を使い、110円切手貼る。  
 表には、申込者の〒番号・住所・氏名を記入する。(様を記入すること)
4. ②「返信用封筒」の裏面には、担当幹事の住所・氏名を記入してください。

## 「山の日」の記念曲“四季の山”

- 総会、一斉ハイキングなどで、楽しく歌いましょう！！
- 新津ハイキングクラブの会歌となりました。
- 2016年より、8月11日が国民の祝日「山の日」となりました。  
「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」ことを趣旨としています。
- 制定に取り組んできた全国「山の日」協議会が選定した優秀賞の歌詞です。
- YouTube [四季の山](#) 検索

# 四季の山

作詞：川井優文字/作曲：弦哲也/編曲：松井タツオ

雪どけ水の 沢の音  
 青空見上げる すみれ花  
 若葉が光る 山なみのぞみ  
 歩きませんか 春の山  
 涼風さそう 蝉の声  
 峠の向こうの ふるさとへ  
 笑顔の友が 迎えてくれる  
 歩きませんか 夏の山  
 色づく山は 錦いろ  
 想い出揺れます 燃えてます  
のかね 茜のトンボ 追いかけている  
 歩きませんか 秋の山  
 熊笹 小路 小雪舞い  
 吐く息冷たい 登り道  
 はげましながらか 冬を合わせ  
 歩きませんか 冬の山

G / / Em C  
 ゆ きどけ みずの さ わのお と あおぞ ら  
 / G / D7 G G /  
 みあげ る す みれば な わ かばが ひ かる  
 C B7 Am C D7 G /  
 やまなみのぞ み あるき ま せんか は るのやま